

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅書封印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ギニアビサウ	貧困農民支援に関する日本国政府とギニアビサウ共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	175,000千円 H24.3.31まで	H23.3.12 ビサウで (同日)	深田博史在ギニア ビサウ大使 アデリノ ・マノ・ケタ外務・国際 協力・共同体大臣	H23.3.29 113号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。